

島根県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、少子高齢化の進行や県内の若者の進学、就職による県外への流出などに伴う労働力人口の減少に対応するため、魅力ある就業の機会をつくり、子育てに良好な環境を活かすことにより、人々の定着、回帰・流入の促進に取り組む島根県と労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開している厚生労働省島根労働局（以下「島根労働局」という。）が、それぞれの強みを活かし、県内企業の人材確保支援、県民の雇用の安定や雇用環境の改善に係る支援、県内外在住者の県内定着に係る支援などの雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「子育てしやすく 活力ある地方の先進県 しまね」の実現を目指すことを目的として、締結する。

(事業内容等)

第2条 島根県及び島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組みの実施状況の把握等は、島根県及び島根労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

第3条 島根県知事及び島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 島根県知事及び島根労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、島根県及び島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条

- 1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、島根県及び島根労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。
- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、島根県知事及び島根労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

平成28年 8月31日

島根県知事

溝口善矢衛

厚生労働省島根労働局長

浅野茂充